



一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して交通事故を防止しましょう

12月1日～10日 冬の交通事故防止県民運動

管内で死亡事故が多発

安全運転を心掛けよう

十二月一日から十日まで「一杯の楽しみわが家に着いてから」をスローガンに冬の交通事故防止県民運動が展開されます。重点項目は、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の追放、スピードダウンの徹底。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通

マナーを実践して交通事故を防止しましょう。

本町の十月末現在での人身事故は四十件。事故による死者は三人、傷者は五十四人となっています。物損事故は百七十五件発生しています。

※16年は10月末現在です。

◆本町の交通事故発生状況

区分	11年	12年	13年	14年	15年	16年
人身事故(件)	56	59	42	53	64	40
死者数(人)	4	2	0	0	1	3
傷者数(人)	58	76	52	70	79	54
物損事故(件)	213	175	215	208	184	175

道で、軽自動車や運動する高齢者が対向車線にはみ出し、大型トラックと正面衝突。乗っていた高齢者三人が死亡するという痛ましい事故が発生しました。このほか十月中に宮古市でも死亡事故が発生し、十月末現在で宮古警察署管内の交通死亡事故は八件。死者は十一人で前年同期の六人を大きく上回り、残念ながら管内別の死者数は管内で一番多く

なっています。こうした死亡事故に事態を重く見た宮古警察署では、事故の増加傾向に歯止めを掛けるため、取り締まりや検問を強化するなどドライバーへの安全運転の徹底を強く呼び掛けています。

わずかな飲酒で判断力などが確実に低下

これからの時期は、積雪や凍結など道路環境の悪化による交通事故のほか、特に忘年会などでアルコール類を飲む機会が増え、飲酒運転が絡む交通事故の

発生が懸念されます。お酒を飲むと気が大きくなり、危険な行為を危険と感じなくなるだけでなく、判断力や注意力も低下し、重大な事故を起こしかねません。また、アルコールの影響は、思いのほか長く持続します。例え酔いの自覚がないからといって、ハンドルを握ることのないように、「飲んだら乗らない。乗るなら飲まない」を徹底することが大切です。

重大な交通事故を起こす飲酒運転。後悔だけでは済まされません。起こした本人とその相手だけでなく、それぞれの家族の人生さえも変えてしまいます。悲惨な結末を迎える前に、飲酒運転を今すぐ断ち切りましょう。

道路交通法が一部改正 運転中の携帯使用に罰則

運転中に携帯電話を使用しただけで罰則が適用される改正道路交通法が、11月1日に施行されました。

自動車やミニバイクでの運転中の携帯電話などの使用については禁止規定が設けられていましたが、これらの規定に違反した者に対する罰則は、交通の危険を生じさせた場合に限られていました。今回の改正により、これまでの罰則に加えて、運転中の携帯電話などを使用すること自体が罰則の対象となりました。反則金はミニバイク5千円、普通車6千円、大型車7千円で、違反点は1点です。

また、今回の改正では騒音運転に対する罰則も新設されたほか、飲酒検知拒否に対する罰金が5万円以下から30万円以下に引き上げられました。